

第 12 号

熊本武道館条例の一部を改正する条例の制定について
熊本武道館条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本武道館条例の一部を改正する条例

熊本武道館条例（昭和46年熊本県条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「2,420円」を「2,700円」に、「4,300円」を「4,800円」に、「7,370円」を「8,220円」に、「6,160円」を「6,870円」に、「11,660円」を「13,000円」に、「14,080円」を「15,700円」に、「1,600円」を「1,790円」に、「2,800円」を「3,130円」に、「5,000円」を「5,580円」に、「4,400円」を「4,910円」に、「7,800円」を「8,700円」に、「9,400円」を「10,490円」に、「1,100円」を「1,230円」に、「2,200円」を「2,460円」に、「3,900円」を「4,350円」に、「3,300円」を「3,680円」に、「6,700円」を「7,470円」に、「4,840円」を「5,400円」に、「8,580円」を「9,570円」に、「14,740円」を「16,440円」に、「12,320円」を「13,740円」に、「23,320円」を「26,010円」に、「28,160円」を「31,400円」に、「3,200円」を「3,570円」に、「5,600円」を「6,250円」に、「10,000円」を「11,150円」に、「8,800円」を「9,820円」に、「15,600円」を「17,400円」に、「18,800円」を「20,970円」に、「6,600円」を「7,360円」に、「13,400円」を「14,950円」に、「210円」を「240円」に、「420円」を「470円」に、「730円」を「820円」に、「630円」を「710円」に、「1,150円」を「1,290円」に、「1,360円」を「1,520円」に、「860円」を「960円」に、「1,000円」を「1,120円」に、「1,590円」を「1,780円」に、「1,840円」を「2,060円」に、「2,590円」を「2,890円」に改める。

別表の2の表を次のように改める。

2 個人使用料

区分	1人1回	回数券 (10回分)	定期券 (1か月)
対象			
一般	190円	1,610円	1,850円
大学生	130円	1,010円	1,450円

高校生			
中学生以下	70円	510円	1,010円

別表の3の表中「370円」を「420円」に、「430円」を「480円」に、「790円」を「880円」に、「860円」を「960円」に、「1,220円」を「1,360円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

熊本武道館の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、使用料の額を改定する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。